

単純縫製事業者が取扱い出来る防災製品の追加について

公益財団法人日本防災協会 技術部

従来、単純縫製事業者が取扱いの出来る防災製品は、以下の 10 種に限られていましたが、4 種を追加して 14 種となります。

従来	新規（令和 8 年 6 月 1 日～）
<ul style="list-style-type: none"> ・寝具等完成品側地（敷布、ふとんカバー、枕カバー等） ・毛布類 ・テント類、シート類、幕類 ・自動車・オートバイ等のボディカバー ・非常持出袋 ・布張家具等（布張家具等完成品側地を使用する場合に限る。パーティション一体型布張家具を除く。） ・木製等ブラインド ・祭壇用白布 ・マット類 ・防護用ネット 	<ul style="list-style-type: none"> ・寝具等完成品側地（敷布、ふとんカバー、枕カバー等） ・毛布類 ・テント類、シート類、幕類 ・自動車・オートバイ等のボディカバー ・非常持出袋 ・布張家具等（布張家具等完成品側地を使用する場合に限る。パーティション一体型布張家具を除く。） ・木製等ブラインド ・祭壇用白布 ・マット類 ・防護用ネット ・災害用間仕切り等 ・ローパーティションパネル ・展示用パネル等 ・工事中防音パネル

令和 8 年 6 月 1 日より運用を開始いたします。ご不明な点がございましたら、当協会技術部（TEL：03-3246-0624）までご連絡下さい。

なお、単純縫製事業者とは、防災製品の材料ラベルが付された反物又は長尺物又は部品を購入し、これらの一の材料のみを用いて、毒性と防災性能に影響を与えないと考えられる単純な裁断・縫製・組立等の加工のみを行うことによって製品を製造する事業者であって、当協会の認定を受けた者をいいます。

材料が防災製品であっても厚さ方向に複数枚を重ねるなどして構成を変えたもの、非防災の装飾品等を追加したもの、印刷加工したもの等は、別途防災性能試験が必要です。

以上